



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 26(2), 179-183
Issue Date	1975-11-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16196
Type	other
File Information	26(2)_p179-183.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和五〇年四月二十五日(金)午後一時半—五時

「独禁法改正と商法・刑法上の諸問題」

報告者 実方謙二
出席者 二九名

独禁法の改正問題については昨年一二月の法学会でもとり上げ、今村、丹宗両会員より報告があった。主要な問題点については、そこで検討している。今回は、その後の改正問題の展開の経緯と、そこで論じられた関連諸法、とくに刑法、商法との関係について報告された。

改正問題の全体の経緯については、政府改正案要綱、および最終的な政府案の作成に至る経緯とその内容について説明があり、政府案の問題点についての指摘があった。

関連諸法との関係については、刑法と改正案の課徴金制度との関係がとり上げられた。とくに刑法の体系が個人責任主義をとっているため、法人の犯罪に対して有効でないことが課徴金制度の必要性の根拠となっているとの説明があり、また二重の制裁の禁止との関係で課徴金制度をどのように位置づけるかの点について論議が交わされた。

商法との関連では、改正案の企業分割の一方法である営業譲渡との関係、とくに商法二四五条の特別決議が成立しなかった場合の取扱いの点についての説明があった。

○昭和五〇年五月一日(金)午後三時—五時

「The New Faces of Local Government Today」

講演 ロンドン大学名誉教授
ウイリアム・ロブスン
通訳 文学部助教
高久真一

出席者 三三名

自治体、とくに大都市自治体は、今日異常な困難に直面している。その原因としては、まず行政需要が飛躍的に増大し、かつ多様化した事実が挙げられる。この点は、たとえば、福祉行政一つを例にとってみても明らかであろう。老人、失業者といった古典的範疇に加えて、今日では、身心障害者、母子家庭さらには未婚の母親といったものにまで公的救助の手をさしのべなければならなくなっているのである。しかし、こうした需要に応ずるためには、老大な資源、財政支出が必要となる。今日の大都市自治体は、ニューヨーク市の例に見るように、その負担に耐え切れず、破産直前の状態に追込まれている。この状態を切り抜けることは、中央政府なり州政府なりが積極的な打開策を講じない限り、まず不可能であろう。住宅問題についても、同じようなことが指

摘できる。公営住宅の需要は増加の一途を辿りつつあるが、このことが大都市における地価の異常な騰貴を招くに至った。そして、この困難を打開するには、都市部における土地所有制度を抜本的に改める以外にないように思われる。さらに、人口の移動、郊外移住の増加はいわゆる交通問題の解決を困難にすると同時に、改めて行政区画の在り方を根本的に再検討するようわれわれに迫っているといえよう。

ここから、リージョンあるいは圏域都市の構想がクローズ・アップされることになる。つまり、中核都市を中心とする自治体の複合体が構想されてくるのである。しかし、この構想を実現するためには、多くの技術的・政治的な難点を克服しておかなければならない。たとえば、圏域全体を対象とする計画を作成し、かつこれを実施するだけの権限を具えた自治行政組織が必要となってくるが、東京都の例にも明らかのように、この必要に応えることは決して容易ではないのである。さらに、その下部組織についても、管轄範囲の拡大と権限の強化が必要となる。そこでイギリスでは、この面について、一九七四年に、法制上、抜本的な改革が行われるに至った。しかし、こうして自治組織がその規模を拡大していくと、それだけ住民の疎外感も高まっていくことになる。そこで、これに対処するため、他方で新たに住民サイドに立つ組織が生み出されるに至った。この組織の任務は、地域住民の意向をとりまとめて自治行政組織に取り次いだり、その行動を監視したりするところにある。それは、決定過程に対する市民参加

の一形態と考えることもできよう。

このようなわけで、われわれは、一方において、拡大強化された自治行政組織を必要とすると同時に、他方では、より住民に密着した参加組織を必要とするに至っている。そして、これら両者を組み合わせることによって、大都市が直面している諸々の困難を克服することが可能になるのである。この点を別の面からいえば、次のようなことになる。すなわち、かつては行政規模の拡大に伴って生活水準もおのずから向上するものと単純に考えられていた。今日、多くの関係者はこの考え方に深刻な疑問を抱きはじめている。生活水準を高めるためには、よりきめ細かい政策的配慮が必要とされるに至っているのである——と。イギリスにおけるニュータウンの建設はそうした政策的配慮の一つの成功例として捉えることができよう。さらに、一九五二年の都市開発法により、自治体相互間で協定を締結し、それによって財政的技術的諸問題を共同で解決する途が開かれたが、この方式にも学ぶべき点があるように思われる。いずれにせよ、これまでのように都市を膨脹するにまかせておいて問題が解決されるはずはない。われわれはこの自明の真理に気付くのがいささか遅すぎた。たとえば、中核都市が果たすべき役割は何かといった問題について、これまでほとんど考慮されることがなかったが、考えてみれば、これは驚くべきことである。なぜなら、中核都市をどのように構成するかは、圏域全体の在り方に大きな影響を及ぼすこととなるからである。問題の核心は、まさしくここにある。そして、

もしわれわれが構想力と知識と技能のすべてを挙げてこの問題に取り組みならば、その解決も決して不可能ではないのである。

大要、以上のような講演のあと、活発な討論が行なわれた。

○昭和五〇年六月二十七日(金)午後二時一五時

「ソ連うらおもて」ソ連研究方法論の反省」

報告者 木村 汎

出席者 二六名

一、ソ連は、一定の原理ないしイデオロギーにしたがって意識的な国造りを遂行している目標志向型国家である。そのユニークな原理やイデオロギーは、真緻な分析の対象となっている。しかし、そのさい、そのような思想が自国とさして変らぬ人的環境下に実践へ移されることを暗黙裡に前提し、それが特殊なメンタリティーをもつ「ロシア人」によって担われることの意味が、ややもすると軽視されがちである。しかるに、ソ連の諸制度中には、特殊ロシア的心理風土によって色濃く刻印され、当初のアイデアとは随分違った風を受容され、運用され、変形されてさえないものが少くないのである。二、三例示しよう。

二、たとえば、①西側のある者は、「人間意識の改造」を説くソビエト政治体制を「魂の工作」を目論む「全体的」人間支配として恐れおののく。しかし、外部からの非人間的な圧倒的な力に慣れているロシア人は、かような圧力をさして苦痛と感じない免疫

性と、いかなる専制下にも内面的な個人的自由の世界を確立する才能とを持ち併せているのである。また②職場や地域社会の仲間による「社会的制裁」の考えを制度化した同志裁判所は、一見

「村八分」、「五人組」の怖ろしい効果を連想させるが、ソ連における実態は、投げかけられる罵詈雑言にたいし被告も負けずに応酬する、伝統的なロシア人の気楽な人間関係の雰囲気下の裁判なのである。同様に、ソーシャル・サンクションのアイデアにもとづく、公共交通機関(バス、トロリーバス、路面電車等のワン・マン・カー)における乗客相互による乗車切符の監督制度も、ルーズな国民性と仲間の連帯意識によって実効性が上がっていない(六〇七名に一名が「薩摩の守り手」)。③はたして引締め

か自由かと外国人観測者を騒がした「国民バスポート制の改正」(七四年十二月末)も、運用(登録記載)のさいの「袖の下」効果を熟知しているソ連国民は、条文変更によって関心がない。④フルンチョフ以来共産主義建設の主要梃子とみなされるにいたった物質的インセンティブ政策も、依然として「オプローモフ気質」が抜け切らず物的報奨をバネに勤労意欲を燃やす伝統のないロシア的精神風土の中では、「糠に釘」である、等々……。

三、かくして、従来の△制度▽論的アプローチに、△人間▽性の洞察を加味する研究の必要性が生れる。もちろん、現代ソビエト市民の心理構造の解明は、至難の課題である。①一九世紀の文学作品で我々にも馴染み深いロシア人気質が、ソビエト革命後の「新しいソビエト人」創造の努力の中に、どのていど継承されて

いるのか、科学的に実証することはむづかしく、㉑ソビエト市民を対象とする外国人研究者のインタビューや世論調査は事実上禁止されており、㉒ソビエト社会学者によるアンケート調査は、体制による勤労者の産業心理動向の調査という特殊目的のゆえに限界があり、なによりも㉓ソビエト市民が、自己防衛のため、公的自我の擬態ないし保護色下に、私的自我を用心深く隠蔽し、ごく限られた内輪の者以外、その本音を決して洩らすことはない、等々……の障害がある。にもかかわらず、このソビエト市民の多重心理構造の解明という難関を突破することなしには、ソビエト政治の動態は、一丁度、非公式の闇経済を併せ検討せず公式統計年鑑の数字にのみ依拠するソビエト経済の研究と同様——未解明のままに止まっているというべきである。

ほぼ二年にわたる生活者としての体験、感想をおりませでの報告は感銘深く、また機知に富んだ縦横の話しぶりに笑い声が絶えなかった。

○昭和五〇年七月一日(金)午後一時半—五時

「医療過誤の民事責任」

報告者 五十嵐 清
出席者 小山 昇

まず五十嵐会員より、総論として医療過誤に関する問題点が、

内外における現状とその社会的背景を含めて説明された。この問題に対する法的アプローチとして、民法的アプローチのほか行政的、刑法的アプローチがあること、およびこれらの位置づけにふられた後、民事責任の問題に入り、患者の承諾と医師の説明義務につき、唄孝一「医事法学への歩み」を紹介しながら話され、患者の自己決定権と医師の倫理について内外の比較がなされた。ついで法的構成の問題につき、契約責任か不法行為責任かについて内外の学説が紹介され、それぞれ長所短所が述べられた。過失の認定基準については梅毒輸血事件の判決に則して紹介され、因果関係の問題として、転医や異常体質の問題がとりあげられた。さらに責任の所在や保険等の問題にふれられ、最後に、医療過誤問題の展望を、タイム一九七五年六月一六日号の記事を紹介しながらさぐり、しめくくりとされた。

小山会員は以下の内容の報告をされた。

医療裁判における立証責任の分配に関して、西ドイツの裁判例を約四〇件ほど調べた結果、おおよそそぎのようなことが明らかになった。西ドイツの判例においては、医療過誤による損害賠償請求訴訟においても、立証責任の分配の一般原則としては、不法行為構成をとらうと、契約構成をとらうと、過失についても因果関係についても、その存在につき患者(原告)が立証責任を負う。

この原則は二つの方向において緩和されて行きつつある。一は、表見証明であり、他は転換である。表見証明は、医学上の経験則により帰責事由を過誤から定型的に推定することができる場

合、または、医学上の経験則により帰責事由ある過誤から定型的に損害結果を推定できる場合もしくは損害結果から定型的に医療過誤が原因であることが推定できる場合に認められるものであり、一応の推定とも呼ばれ、反証によりぐらつかせられうるものであり、立証責任を医師（被告）に転換するものではない。転換は、医療過誤がきわめて軽卒になされた場合またはきわめて重大である場合に、証明の可能性を医師がつぶしたことを根拠として、公平の見地から認められるものであるが、判例は、帰責事由については立証負担の転換を認めず、因果関係について認めるにとどまっております。しかも、その負担が、立証の必要の負担なのか、いわゆる立証責任なのか、かならずしも明らかでなく、さらに、証明妨害または証明障害の場合に医師に真偽不明のさいの不利を与える判例があるがこのこととの関係もかならずしも明らかでない。

西ドイツの判例にみられる患者がする証明の公平な緩和の努力のしかたは、フランスの判例にみられるそれとはかならずしも同じではない。いずれがよりよいかはにわかには決しがない。わが国ではわが国の実情に合うやりかたが工夫考察さるべきであろう。

報告後、表見証明の意味、役割が質問の対象となり、応答がなされた。また、医師から医師への渡り歩き等について見聞したことを混じえて話し合われた。

次 号 (第二六卷) 予 告

論 説

ジャン・ボダンの生涯 (二)

山路愛山研究序説 (四)

オーストリアIIハンガリー二重帝国の構造と特質 (四) (完)

資 料

不当労働行為制度によって保護される「権利」の性質 (一)
国際紛争の平和的解決における国内管轄条項機能の発展

清 末 尊 大
岡 利 郎

矢 田 俊 隆

道 幸 哲 也

白 杵 知 史